

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

38期(1984/昭和59年)

## 今に生きるあの日々のこと



会員 小林 明彦 (38期)

本郷三丁目から春日通りを東に下ると、湯島天神下から坂が上がってきた友人たちと司法研修所正門前で合流する。門から長い並木道のアプローチを歩きながら、前日の自宅起案の話などにあちこちで花が咲いているというのが授業日の朝の景色であった。さすがに岩崎邸は広いなと思っていたが、あれが岩崎邸の裏門だったと知ったのは数年後のことである。

前期修習開始後まもなく、「会食」というものがあり、教官を囲んで弁当を食べながら「入所しての感想を述べよ」と言われたので、私は「毎朝決まった時刻に起きて家を出るのが辛い」と言ったのだが、教官の目が点になっていたような気がする。率直な感想を言えと言われたのでそのまま述べただけなのだが、今にして思えば学生気分の抜けないアマチュアだったと汗顔の至り。

前期の民裁の授業で、「免除の意思表示と免除合意は別物か、それとも『a+b』か?』という話があった。法律要件を極限まで絞り込んでいく“削ぎ落とし”の思考との出会いであった。いま私は、この“削ぎ落とし”と、説得的な重ね塗りをする“肉付け”とが法曹の思考の両輪ではないかと思っているのだが、これがその原点である。

東京での実務修習は刑裁から。「不法所持拳銃の没収に第三者所有物没収手続は必要か?』という点が話題となった。法禁物なのだから第三者没収手続は不要ではないかという意見に対し、「その法禁物かどうかを争う機会を与えるのがこの手続なのだ」と言われた部長判事の言葉に、目から鱗の想いがした。裁判官室での雑談に過ぎなかったのだが、刑事手続とは縁遠くなって

しまった今でも、民事執行手続等でのデュープロセスを考える際のバックボーンとなっている。

最後の検察では、取調修習での補充捜査として自ら新聞社に電話し事実確認したことがあった。指導検事から自分の名前で電話聴取書を作成せよと言われたのでそのようにしたら、後日法廷でそれが証拠請求された。作成者として自分の名前が読み上げられたときは傍聴席で心臓がバクバクしたのが懐かしい。

アマチュアから少しずつ社会の一隅でのプレイヤーへ向かおうとする可塑のころである。弁護修習を始めこの時期を支えてくれた多くの方々の有難みを心底実感するのはもう少し後のことになるが、成長を共にしてきた同期の友人たちとは、今でも裁判所などで顔を合わせるたびにホッとする。

実務修習の東京2班16名では、実務修習の終わりに、今後も親交を深めようと会を作って名前を付けることになったのだが、なかなか良い名前が浮かばず、いつもみんなでその名前を考えていたことから、「名考会」と名付けることにした。語感がよいこともあってすっかり定着しているが、ここしばらく集まりがない。次の幹事は私らしい。

クラス会は、38期4組であることから「さんばしの会」と名付けられた。棧橋は、大海原に航海に向かう出発点であると同時に、帰ってきて翼を休める場所でもある。今でも毎年クラス旅行を実施しており、このLIBRAが発刊されるころには金沢で今年の旅行会が開かれる。些か弱ってきた翼を休めつつ、命名の由来など、もう一度よく訊いてみたいと思っている。